

## 第 32 回 総会議事録

1 開催の日時 令和 8 年 1 月 29 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 20 分

2 開催の場所 松江市市民活動センター 5 階 501・502 研修室

### 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第 2 0 0 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 2 0 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第 2 0 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 2 0 3 号 非農地確認について

議 第 2 0 4 号 松江市農用地利用集積等促進計画 (地域計画区域内) について

議 第 2 0 5 号 松江市農用地利用集積等促進計画 (地域計画区域外) について

議 第 2 0 6 号 松江農業振興地域整備計画の変更について

報告第 5 3 号 会長専決処分の報告

報告第 5 4 号 事務局長専決処分の報告

### 4 出席委員 (17 名) 欠席委員 (0 名)

1 番 小村 伸吾 (出)	2 番 吉岡 雅裕 (出)	3 番 角田 正紀 (出)
4 番 足立 裕子 (出)	5 番 伊藤 和明 (出)	6 番 吉岡 幸雄 (出)
7 番 清原 昭 (出)	9 番 古藤 俊光 (出)	10 番 渡部 文明 (出)
12 番 永江 りえ (出)	13 番 勝田 達雄 (出)	14 番 矢野 秀行 (出)
15 番 松本 喜次 (出)	16 番 石原 一男 (出)	17 番 岸本 定朝 (出)
18 番 森口 順子 (出)	19 番 三島 進 (出)	

### 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	毛利 佐織	農地係副主任	井上 雄太
農地係長	松浦 孝	農業企画係主事	久保田 海里
農地係主任	青山 浩之		

## 6 会議内容

会 長 定刻になりました。総会議事に入る前に、事務局から事務連絡がありますので、説明をお願い致します。

( 議 長 )

事 務 局 一つ目は、「議案」の修正がございます。配布資料をご覧ください。23 ページの転54 がございます。この地番は、昨年5月総会で既に承認いただいているもので、今回の議案から削除するものです。これに併せ29 ページ面積を修正するものです。大変申し訳ありませんが、配布資料のとおり修正をお願いいたします。

議 長 二つ目は、利用権の議案で、農業委員本人や家族の案件の取扱いについてのことです。現在、所有権移転の場合、その農業委員は、審議から除斥をお願いしております。これは「農業委員会等に関する法律」第31条に基づく取扱いです。今回から利用権についても、同様に関係者は、その審議から除斥をお願いいたします。Q&Aに、利用権についても議事参与の制限をするよう示されております。説明は以上となります。

事 務 局 それでは、ただ今から第32回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、ございません。現に在任する委員の数、17名のうち、17名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。9番委員、13番委員をお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の青山主任と井上副主任にお願いします。それでは、議事にはいります。

議 長 議第200号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 失礼いたします。議第200号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページ以降と併せて、農地法第3条説明資料をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は所有権移転が6件11筆です。

はじめに、68番、69番は交換の案件ですので一緒にご説明します。68番は川原町の地目田2筆を、69番は福原町の地目田を交換するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、土地交換のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、土地交換のため。68番の受人の世帯は、軽トラック、トラクター、管理機、除草剤散布機、田植え機等の農業用機械を所有されております。取得後はさつまいもを栽培されます。69番の受人の世帯は、軽トラック、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後はさつまいもを栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、70番の案件についてご説明します。申請は竹矢町の田1筆を生前贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、家庭の事情のため生前贈与ため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、家庭の事情のため生前贈与ため。受人の世帯は、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は引き続き水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、71番の案件についてご説明いたします。申請は八幡町の田2筆の3人の共有名義の土地を現に耕作している方に持分移転するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、受け人からの要望のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、共有名義の土地を一人にするため。受人の世帯は、トラクター、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は引き続き水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、72番の案件についてご説明いたします。申請は大草町の地目田1筆を売買す



事務局	農地の転用面積は 24.00 m <sup>2</sup> であり、全体としては隣接する宅地も合わせて 36.90 m <sup>2</sup> の転用となり、このような記載をしております。
議長	ほかにございませんか。 (なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第 201 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 201 号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第 201 号は原案のとおり許可することに決めます。
事務局	次に、議第 202 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第 202 号、今月の農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 7 ページと併せて、農地法第 4 条の説明資料の 3 ページをご覧ください。
	はじめに、4 条 12 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町宍道の 3 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、宅地造成です。転用面積は 933 m <sup>2</sup> 、所要面積は実測値で 935.31 m <sup>2</sup> です。事業計画は、申請地を整備し、宅地造成をするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	最後に、4 条 13 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町佐々布の 2 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、宅地拡張です。転用面積は 147 m <sup>2</sup> 、所要面積も同様の 147 m <sup>2</sup> です。事業計画は、申請地を宅地拡張するものですが、追認案件であるため始末書が提出されております。このたび、銀行融資の関係で土地を調査したことがきっかけで申請がなされたものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	以上、上程しました案件は、いずれも農地法第 4 条第 6 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
9 番 委員	事務局から説明があった通り、いずれも許可相当であると判断いたしました。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありますか。 (なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第 202 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 202 号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第 202 号は、原案のとおり許可することに決めます。

議 長 次に、議第 203 号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議第 203 号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案 9 ページと併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは 1 件 1 筆です。

17 番について説明します。土地の所在は、東出雲町下意東、都市計画区域外、農振農用地区域外の地目田 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地について、場所は議案及び説明資料のとおりです。平成 10 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第 2 条第 1 項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 203 号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 203 号は原案のとおり確認することに決めます。

事務局 次に、議第 204 号「農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼します。議第 204 号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について、ご説明いたします。なお、議第 204 号「所 1」、「所 2」及び「転 1」～「転 24」は、2 番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思っております。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思っております。

議 長 事務局から、農業委員会法第 31 条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第 204 号「所 1」、「所 2」及び「転 1」～「転 24」の案件について、先議したいと思っております。そうしますと、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、「所 1」、「所 2」及び「転 1」～「転 24」について、2 番委員はこの議事の間、退室願います。

(2 番委員が退室後)

議 長 それでは、議第 204 号「所 1」、「所 2」及び「転 1」～「転 24」の案件について、事務局より説明願います。

事務局 失礼します。議第 204 号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について、ご説明いたします。所有権移転につきまして、お手元の議案 11 ページをご覧ください。今月の所有権移転は記載の 2 件 6 筆です。このあと、しまね農業振興公社の売買事業により、公社が一旦買い入れたのちに、耕作者に農地を売り渡すものです。今回の所有権移転のうち地域計画区域内の地目別面積は、田 16,021 m<sup>2</sup>、畑なし、計 16,021 m<sup>2</sup>です。

続きまして、転貸につきまして、お手元の議案 12～17 ページをご覧ください。この

事務局 うち 12 ページ転 1 番から 17 ページ転 24 番は古江地区で貸借を解約して使用貸借で再設定する案件です。

議長 以上、ご審議をお願いします。

議長 長 それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 長 (なしの声)

議長 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 204 号「所 1」、「所 2」及び「転 1」～「転 24」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議長 長 (異議なしの声)

議長 長 ご異議なしということですので、議第 204 号「所 1」、「所 2」及び「転 1」～「転 24」は、原案のとおり承認することに決めます。それでは、2 番委員の除斥を解きます。

事務局 長 (2 番委員が入室後)

事務局 長 続いて、議第 204 号「転 43」は、10 番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思えます。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思えます。

議長 長 事務局から、農業委員会法第 31 条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第 204 号「転 43」の案件について、先議したいと思えます。農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、「転 43」について、10 番委員はこの議事の間、退室願います。

議長 長 (10 番委員が退室後)

議長 長 それでは、議第 204 号「転 43」の案件について、事務局より説明願います。

事務局 失礼します。お手元の議案 21 ページをご覧ください。転 43 番は八束地区、更新案件です。1 件 1 筆で使用貸借の案件です。

議長 長 以上、ご審議をお願いします。

議長 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。

議長 長 (なしの声)

議長 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 204 号「転 43」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議長 長 (異議なしの声)

議長 長 ご異議なしということですので、議第 204 号「転 43」は、原案のとおり承認することに決めます。それでは、10 番委員の除斥を解きます。

議長 長 (10 番委員が入室後)

事務局 長 続いて、議第 204 号「所 1」～「所 2」、「転 1」～「転 24」、「転 43」以外の案件について、審議したいと思えます。事務局より説明願います。

事務局 失礼します。お手元の議案 17～28 ページをご覧ください。17 ページ転 25 番から 21 ページ転 42 番は今年度で期間が終了する貸借の更新案件が主となっております。22 ページ転 44 番から 28 ページ転 89 番は、福富・大井と東出雲町内馬で機構集積協力金交付事業の対象となります。今回の転貸契約のうち地域計画区域内の地目別面積は、田 278,712 m<sup>2</sup>、畑 9,278 m<sup>2</sup>、計 287,990 m<sup>2</sup>です。

事務局 以上、ご審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。若干確認の時間を取ります。  
それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 204 号「所 1」～「所 2」、「転 1」～「転 24」、「転 43」以外は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 204 号「所 1」～「所 2」、「転 1」～「転 24」、「転 43」以外は、原案のとおり承認することに決めます。  
次に、議第 205 号「農用地利用集積等促進計画（地域計画区域外）について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 失礼します。議第 205 号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域外）について、ご説明いたします。なお、議第 205 号「転 90」、「転 91」は、2 番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思えます。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思います。

議 長 事務局から、農業委員会法第 31 条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第 205 号「転 90」、「転 91」の案件について、先議したいと思えます。そうしますと、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、「転 90」、「転 91」について、2 番委員はこの議事の間、退室願います。

(2 番委員が退室後)

議 長 それでは、議第 205 号「転 90」、「転 91」の案件について、事務局より説明願います。

事 務 局 失礼します。議第 205 号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域外）について、ご説明いたします。今月、地域計画区域外では所有権移転はありません。転貸につきまして、お手元の議案 31 ページをご覧ください。  
転 90 番、転 91 番は古江地区、更新案件です。転 90 番は使用貸借、転 91 番は貸借の案件です。  
以上、ご審議をお願いします。

議 長 それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 205 号「転 90」、「転 91」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 205 号「転 90」、「転 91」は、原案のとおり承認することに決めます。2 番委員の除斥を解きます。

(2 番委員が入室後)

議 長 それでは、議第 205 号「転 90」、「転 91」以外の案件について、審議したいと思えます。事務局より説明願います。

事 務 局 失礼します。転貸につきまして、お手元の議案 31～34 ページをご覧ください。このうち、31 ページ転 92 番から 33 ページ転 101 番は、今年度で期間が終了する貸借の更新案件が主です。今回の転貸契約のうち地域計画区域外の地目別面積は、田 27,802 m<sup>2</sup>、畑なし、計 27,802 m<sup>2</sup>です。

事 務 局 議 長	以上、ご審議をお願いします。 説明が終わりました。若干確認の時間を取ります。 それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問 はありませんか。
7 番 委 員 事 務 局 議 長	賃貸内容で使用貸借の案件は、地代が無償なのか。 地代は0円と伺っております。 ほかにございませんか。  (なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第 205 号「転 90」、「転 91」以外は、 原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  (異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第 205 号「転 90」、「転 91」以外は、原案のと おり承認することに決めます。 次に、議第 206 号「松江農業振興地域整備計画の変更について」を上程致します。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	失礼します。議第 206 号松江農業振興地域整備計画の変更（一般管理）について、 ご説明をいたします。一般管理は年 2 回の 4 月と 10 月に申出を受付し農用区域から 除外する手続きのことです。この度、ご審議頂きますのは、令和 7 年 10 月受付の案件 でございます。説明の前にですが、本来であれば 12 月の運営委員会・総会で審議を 図りますが、若干整理に時間がかかってしまったため今月の総会で審議を諮ることとな っております。 はじめに、資料 1 松江農業振興地域整備計画変更理由書（案）の 1 ページをご覧 ください。こちらには、変更の理由及び変更の概要を表示し、農地面積の単位はアール を用いています。真ん中の表をご覧ください。左から順に変更理由を記入しており、 今回は工場事務所等用地で 21 アール、一般住宅で 37 アール、その他（社会福祉施設 用地）で 14 アール除外されます。農用区域に含める土地や用途区分を変更する土地 はありません。 次に、2 ページをご覧ください。こちらは、農用地利用計画の増減を表しており、 現況の農地は 72 アール減少し、その内訳は田がマイナス 56 アール、畑がマイナス 16 アールとなります。その他、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地に変更はありま せん。 次に、3 ページをご覧ください。こちらは、整理番号ごとに、左から変更理由、地 番、面積、土地の所有者、事業計画者、除外の理由、転用の確実性について説明して います。転用の確実性ですが、許可条項と農地区分の 2 つを表示しておりまして、農 地区分の数字は農地の種別を表しております。具体的には 1 という数字は、1 種農地 を表しており、2 であれば 2 種農地です。 次に、4 ページをご覧ください。こちらは、この度の申出が、農振法第 13 条第 2 項 の 6 つの要件に該当することを整理した農振除外要件の確認票になります。要件の 1 つ目は農用地以外に代替地がなく緊急性があること。2 つ目は地域の地域計画に支障 を及ぼさない事。3 つ目は周辺農地の集団化・農作業の効率化を妨げない事。4 つ目 は地域の担い手の営農に支障を及ぼさない事。5 つ目は農道や水路などの法第 3 条第 3 号の各施設に影響がない事。6 つ目は土地改良事業が行われて 8 年以上経過した土

地である事が必要となり、整理番号ごとにそれぞれ整理しております。

続きまして、資料2の松江農業振興地域整備計画変更理由書付図（案）をご覧ください。こちらの資料は申出地の航空写真になります。

整理番号1の目的は、個人住宅の建設です。事業計画者は現在夫婦でアパートで暮らしておりますが、家具等が増え手狭になったため、新居を建てる計画に至っております。申出地を選んだ理由としましては、夫婦とも宍道町の出身であること、勤務先が夫は松江、妻が出雲であり、通勤の利便性等も考慮し選定しているため、申出地以外に代替地はないと考えます。

整理番号2の目的は、分譲住宅の建設です。いずれも子育て世帯であり、実家とのアクセスの良さや保育園の通園の利便性を考慮し、申出地を選定しているため、申出地以外に代替地はないと考えます。

整理番号3の目的は、檀家用の駐車場の建設です。現在、隣接地を●●寺の駐車場として使用しているが、2、3台しか駐車できない状況であります。檀家が一同に会するときなどは50名程度が集まるため現在の駐車場では不足しており、お寺まで徒歩圏内である申出地を選定しており、他に代替地はないと考えます。また、この申出については、隣接の土地所有者からの同意が得られていない状況であります。ただ、同意書は法定添付書類ではございませんで、こちらとしては冒頭説明しました6つの要件が整理できておりますので、特に問題はないかと考えております。

整理番号4の目的は、駐車場の敷地拡張です。申出地は現在●●●●の来客用駐車場として利用している場所の中に位置しております。通行の妨げになっております。駐車場の有効活用のための敷地拡張であるため、申出地以外に代替地はないと考えます。

整理番号5の目的は、分家住宅の建設です。事業計画者は現在借家に居住しておりますが、子どもができ手狭になっているため、新居を建てる計画に至っております。候補地として、当該地を選定した理由については、本家が100m離れた場所にあり、本家所有農地の耕作を手伝うことができることに加え、両親の面倒を見ることができるため当該地を選定しており、申出地以外に代替地はないと考えます。

整理番号6の目的は、個人住宅の建築です。事業計画者は現在賃貸住宅に居住しているが、子どもが大きくなり家が手狭になっているため、新居を建てる計画に至った。候補地として、当該地を選定した理由については、祖父が所有していた農地を管理する必要があることに加え、小学校や学童が近く子育てをするには最適な場所であるため、申出地を選定しており、申出地以外に代替地はないと考えます。

整理番号7の目的は、障害者支援施設の拡張です。申出者周辺には、既に障害者支援施設があるが、そこには強度行動障害を有する方が30名程度利用しており、年々利用者は増加している。受け入れにあたっては、環境面での充実（他利用者と距離を保てる環境であること、行動範囲が広いためスペースが必要であることなど）が必要であり、施設周辺に安全に活動できる環境が整えられるスペースが必要であるため、既存施設に隣接している当該地での計画に至っているため、申出地以外に代替地はないと考えます。

整理番号8の目的は、分家住宅の建設です。申出者は、現在大田市内のアパートに4人（子ども2人）で入居しているが、手狭になったため、新居を建てる計画に至った。候補地として、当該地を選定した理由については、夫が令和9年度から県東部で勤務する予定であること及び妻が今後も県東部での勤務が継続することに加え、妻の

事 務 局	実家が 100m の距離にあり、両親から育児の支援が受けられ、また親の介護等にも対応できるため、申出地を選定しており、他に代替地はないと考えます。 整理番号 9 の目的は、企業敷地の拡張です。現在、建設資材置場として使用しているが、道路改良工事により、一部が収用されるため、隣接である申出地に移転する必要があるため、計画に至った。企業敷地の拡張であるため申出地以外に代替地はないと考えます。 整理番号 10 の目的は、倉庫、資材置場の建設である。現在、同町内に建設会社の事務所があるが、周辺は住宅に囲まれており、倉庫及び資材置場が確保できない状況であるため本計画に至っております。候補地として、当該地を選定した理由については、事務所の近くであり管理がしやすいこと及び県道沿いにあるため、車両や重機の搬入搬出がしやすいため申出地を選定しているため、申出地以外に代替地はないと考えます。 整理番号 11 の目的は、駐車場及び資材置場の建設である。●●●●の事業拡大のために新たに駐車場及び資材置場が必要となったため、計画に至っております。当該地を選定した理由については、本社に近い管理がしやすいことに加え、9号線バイパス入口にも近いこと、資材の運搬に適した場所に位置しているため選定しているため、申出地以外に代替地はないと考えます。 整理番号 12 の目的は、トレーラーハウスの建設である。申出者は現在神戸市で暮らしているが、出雲市でグランピング施設を管理している兄が体調を崩したため、その手伝いのため島根に帰ることとなった。候補地として、当該地を選定した理由については、景色が良い水辺の場所を探しており、条件が合うのが申出地しかなかったため選定しているため、申出地以外に代替地はないと考えます。 整理番号 13 の目的は、個人住宅の建設である。申出地は既に建物が建設してあり、申出者が相続する際に未登記であることが判明したため、正規な手続きを行うため、申出に至っているため代替地についてはないと考えます。 整理番号 14 の目的は、個人住宅の敷地拡張である。申出地は既に住宅敷地内にあるが、この度越境状態であることが判明したため、是正のため申出に至っているため代替地についてはないと考えます。 これらの申出について、松江市農政課としましては、農用地区域の変更に関する法的基準を満たしているかと判断しております。 説明の方は以上になります。ご審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	対象農地の現地確認は、12月3日に実施し、午前が3班の委員、午後が1班の委員で行いました。整理番号順に、それぞれの代表者から報告をお願いします。
5 番 委 員	事務局からの説明にあったとおり、いずれの案件も問題なしと判断いたしました。
6 番 委 員	事務局からの説明にあったとおり、いずれの案件も問題なしと判断いたしました。
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査の代表者からの報告につきまして、ご意見ご質問はありますか。 (なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第 206 号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第 206 号は原案のとおり同意することに決ま

議

長

す。

次に、報告に入ります。報告第 53 号「会長専決処分の報告」及び報告第 54 号「事務局専決処分の報告」を一括でお願いします。

事  
議

務

局

(報告)

長

報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。

以上で議事を終了しましたので、第 32 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。